

第 I 章

はじめに

本章では、この計画を策定する背景や主旨、計画の対象および期間について述べています。

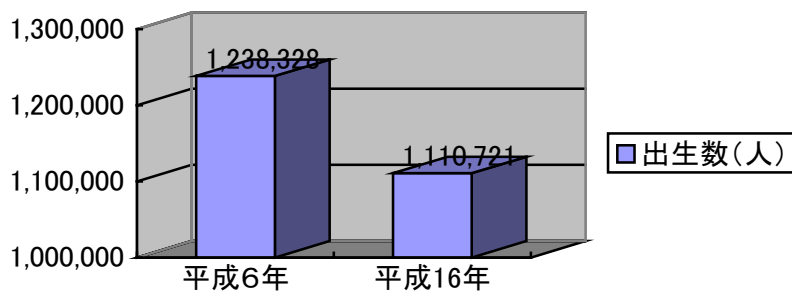
第1章 はじめに

1 策定の背景

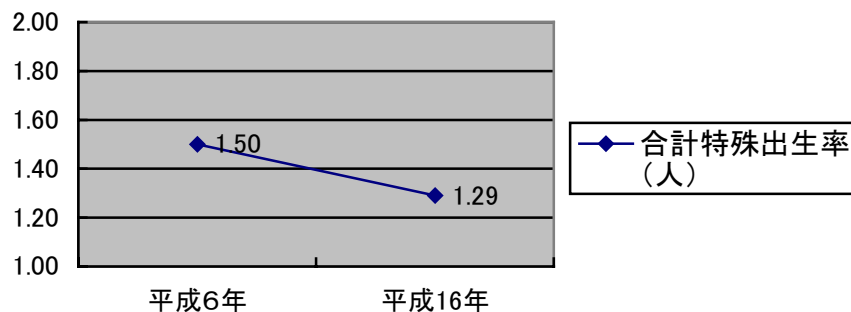
(1) 少子化の進行の状況

平成17年に国の発表した「人口動態統計」によれば、わが国全体の出生数は、平成16年において1,110,721人であり、10年前の平成6年の1,238,328人から、約127,000人減少しています。また、合計特殊出生率¹は、平成6年が1.50であったのが、平成16年には1.29と低下し、現在の人口を維持する最低の水準といわれる2.08を大きく下回っており、様々な施策が展開されているものの少子化に歯止めがかかっていない状況が伺われます。

全国の出生数の経緯



全国の合計特殊出生率の経緯



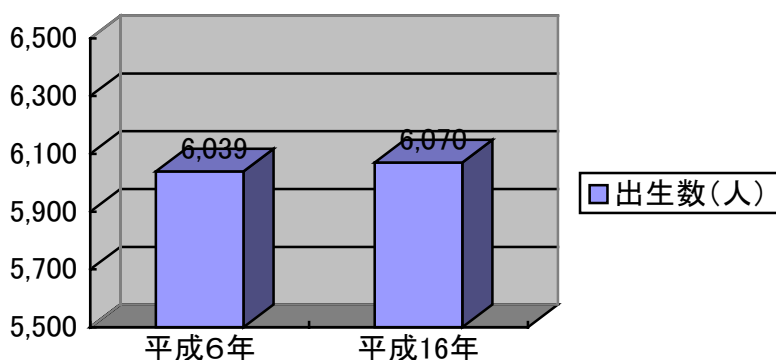
¹ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数を表す。

本市においては、旧浜松市の出生数は、平成6年の統計では、6,039人で、平成16年には6,070人となっており、ほぼ横ばいの状況となっています。合計特殊出生率では、平成6年が1.56で、平成16年には、1.47となっています。

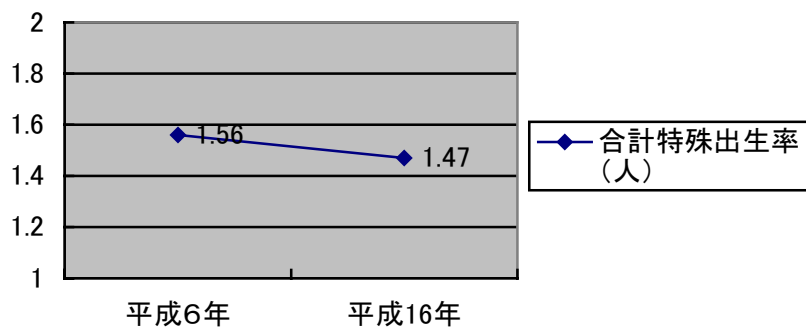
しかしながら浜松市の将来人口の推計では、年間の出生数は、平成17年をピークに徐々に減少に向かうことが予測されています。

なお、新市における出生率は旧浜松市と比較して低くなります。

浜松市の出生数の経緯



浜松市の合計特殊出生率の経緯



このような少子化の進行は、今後の社会保障や経済面に影響を及ぼすなど、わが国の社会経済全体に予測されていた以上の構造的な変化をもたらすことが懸念されています。

(2) 国の施策の経緯

国においては、少子化の進行に対応し、子育てをしやすい社会を構築するため、平成6年からの「エンゼルプラン」の取組みに始まり、平成11年12

月に「少子化対策推進基本方針」を決定し「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」（新エンゼルプラン）を策定しました。また、平成13年7月には「仕事と子育ての両立支援の方針について」を決定し、子育てと仕事の両立支援を中心として、子どもを生み育てやすいようにするための環境整備に力点を置いて、待機児童ゼロ作戦²などの対策を盛り込んだ施策を展開してきたところです。

しかしながら、平成14年に発表された「日本の将来推計人口」によれば、従来の、少子化のおもな原因とされてきた「晩婚化」に加え、結婚をした夫婦が子どもを持たない傾向が見られるようになってきました。現状のままでは、さらなる少子化が進行すると予測されるようになりました。

この少子化の流れに歯止めをかける取組みとして、国は、もう一段の取組みの強化として平成14年9月に「少子化対策プラスワン」および平成15年3月には、「次世代育成支援に関する当面の取組み方針」を取りまとめました。この取組み方針に基づき地方公共団体および企業における平成17年度から10年間の取組みを義務付ける「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」が平成15年7月に成立し、同月に公布されました。

この法律に基づいて、国より都道府県及び各市町村に対し、「次世代育成支援行動計画」の策定が義務づけられました。

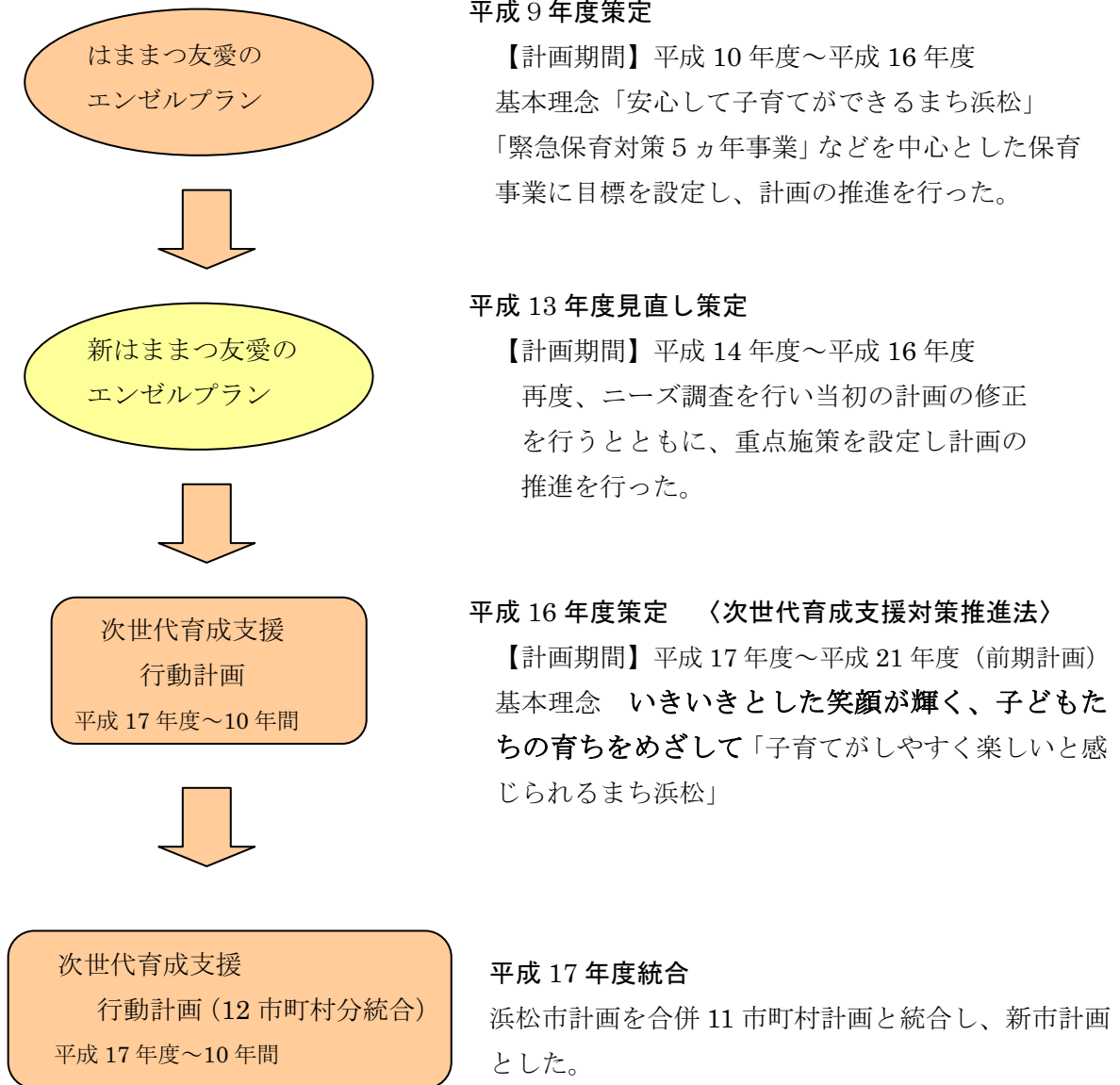
（3）本市における取組み

本市においては、国・県の方針を受けて平成9年度に子育て支援総合計画として「はままつ友愛のエンゼルプラン」を策定し、平成10年度から16年度の計画期間に子育て支援施策を展開してまいりました。また、平成13年度には、社会情勢などの変化を取り入れるため、計画の見直しを行い「新はままつ友愛のエンゼルプラン」として、重点的にすすめるべき事業などを定め、取組みを進めてまいりました。

これらの「エンゼルプラン」を継承する子育て支援のための総合計画という性格と「次世代育成支援対策推進法」に方向付けられた「次世代の親を育てる」という視点を加味し、平成17年3月に「浜松市次世代育成支援行動計画」を策定しました。しかし、同年7月の12市町村の合併により、新市となりましたので、各市町村ごとに作成した行動計画を浜松市の行動計画として統合し、一本化することとなりました。

² 保育園入園希望児が定員枠を上回り、入園を待機している状態を解消することを目指したものの。

【浜松市における子育て支援に関する計画策定の経過】



2 計画策定の主旨

現在、子育て中の親が少しでも安心して子育てができ、子育てが楽しいと感じられるような地域社会を構築していく必要があります。また、次代を担う子どもを育てている家庭を、地域社会全体が支えていくことにより、心身ともに健やかな子どもが育つための、人的・物的な環境を整えていく必要があります。これらが達成されることにより、子育てが楽しいと感じられた家族が、さらに子どもを生み育てたいと自然に感じられ、ひいては地域社会の中でも子どもを育てていることに誇りを感じられるような意識を醸成していく必要があります。

このため、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づき、すべての子育て中の親・地域社会・次世代の親となるべき子どもたちを対象として、「浜松市次世代育成支援行動計画」を策定します。

なお、本市における総合計画および他の分野での計画との整合性を保ちつつ有機的な連携を図っていきます。

3 計画の対象および期間

(1) 計画の対象

計画の対象は、浜松市に暮らす、すべての人とします。

この計画では、現在、子育て中の親およびその子どもを支援の主な対象としますが、次世代を育てるという観点から、今後、親になっていく児童・生徒をはじめ、親になる前のすべての人を含みます。

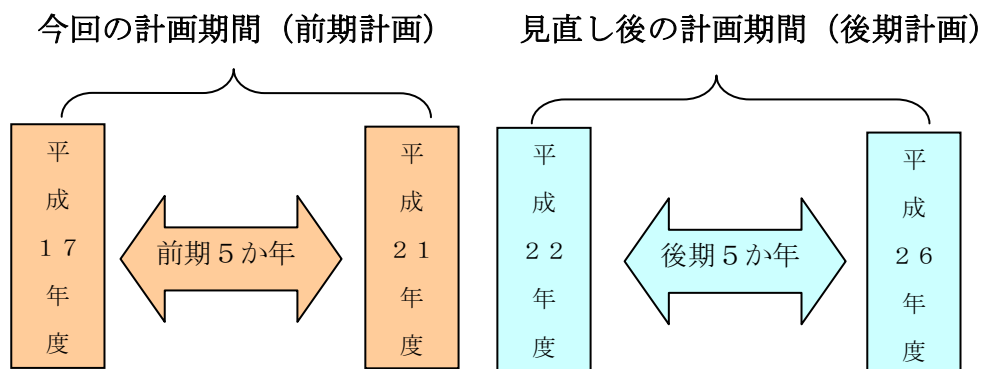
(2) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉・保健・教育・医療・労働・住宅・生活環境など、子育て中の親子や、今後、親になる人にかかわりのある分野を含む、すべての分野とします。

(3) 計画期間

この計画は、平成17年度から平成21年度までを計画期間とします。

なお、次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から10年間の集中的な取組みを促進するために制定されています。前期計画5年間（平成17年度から21年度）を策定後、見直し等を行い、後期計画5年間（平成22年度から26年度）の計画を策定することとなっています。



（4）政令指定都市以降後の計画の方針

浜松市は、平成19年4月の政令指定都市移行に向けて準備を進めています。そのような中、区制になるなど組織の変更も伴いますが、次世代育成支援行動計画の見直しについては、5年後の平成21年度とします。